

## 報告案件 1 会長職務代理者の選出について

茨木市総合保健福祉審議会規則第7条第5項により、分科会長職務代理者はあらかじめ分科会長が指名することとしておりますので、下記のとおり指名し、報告いたします。

茨木市健康医療推進分科会 会長職務代理者 宮本 潤子 委員 (茨木市薬剤師会)
--

### 《参考》

「茨木市総合保健福祉審議会規則第7条第5項」

分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指名する分科会員がその職務を代理する。